

華南  
通信

粵港澳大湾区における外国人材の個人所得税優遇政策について

2023年8月18日広東省、深圳市財政庁（局）、国家税務総局広東省、深圳市税務局は引き続き粵港澳大湾区の建設政策を支持するため、《財政部 税務総局 粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策を延長して実施することに関する通知》を公布しました。

政策実施の背景：2019、2020年納税年度は粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策の申請を受け付けて実施しました。2021年納税年度は新型コロナウイルスのため国は粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策の申請受け付けを一時停止しました。2023年に入り、新型コロナウイルスがコントロールできたことから、今回国は改めて粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策を公布するとともに、優遇政策を2027年12月31日まで延長することになりました。

【粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策を2027年12月31日まで延長して実施】

2019年3月14日：《財政部 税務総局 粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知》（財税[2019]31号）において、2019年1月1日から2023年12月31日まで、広東省、深圳市において内地と香港の個人所得税の税負担の差額に基づき、大湾区で働く国外（香港、マカオ、台湾を含む。以下同様。）ハイエンド人材と不足人材に対して補助金を交付し、当該補助金は個人所得税を免除することを規定。大湾区で働く国外ハイエンド人材と不足人材の認定と補助金交付の方法は、広東省、深圳市の関連規定に基づき実施される。通知が適用される範囲には、広東省広州市、深圳市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市と肇慶市など大湾区珠江デルタの9市が含まれる。



2023年8月18日：《財政部 税務総局 粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策を延長して実施することに関する通知》（財税〔2023〕34号）にて政策を2027年12月31日まで延長して実施することを規定。

《財政部 税務総局 粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知》の精神に従い、8月31日に深圳市は《深圳市国外ハイエンド人材と不足人材の2021年納税年度、2022年納税年度個人所得税財政補助金申請指南》を制定しました。2021、2022納税年度は以前の補助金指南と比べて変更されています。具体的には下表のとおりです。

2019年、2020年納税年度 深圳市国外ハイエンド人材と不足人材の個人所得税財政補助金申請指南	2021、2022年納税年度 深圳市国外ハイエンド人材と不足人材の個人所得税財政補助金申請指南
<p>申請人資格条件：</p> <p>深圳市の企業で働きかつ深圳で法に従って納税し、法律法規、科学研究の倫理と誠実信用を遵守し、同時に下記の条件の一つに一致すること。</p> <p>（1）国家、省、市の重大人材工程入選者、広東省“人材優待カード”取得者、外国人来華工作許可証（A類、B類）或い</p>	<p>申請人資格条件：</p> <p>1.ハイエンド人材</p> <p>下記の条件の一つに一致し、かつ深圳市で科学技術イノベーション、重要な発展産業或いは哲学社会科学領域で働く人材。</p> <p>（1）国家、省、市の重大人才工程入選者。</p>

<p>は外国ハイエンド人材確認書取得者、及び国家、省、市の認定するその他の国外ハイレベル人材。</p> <p>(2) 国家、省或いは市レベルの重大イノベーションプラットフォームの科学研究メンバーと中級以上の管理人材。</p> <p>(3) 高等教育機構、科学研究機構、医院等関連機構の科学研究技術メンバー、中級以上の管理人員或いは市級以上の重大連携課題を研究するメンバー、及び市級以上の重点学科、重点専門科等の先導者。</p> <p>(4) 認定を経た本部企業、世界 500 強企業及びその分子機構と深圳市のハイテク企業、大型基幹企業、上場企業及び育成企業、高成長性科学技術イノベーション型中小企業の中級以上の管理人員、科学研究メンバー、技術技能幹部と優秀青年人材。</p> <p>(5) 深圳市の重点発展産業、重点領域にて就業創業した中級以上の管理人員、科学研究メンバー、技術技能幹部と優秀青年人材。</p>	<p>(2) 国家、省、市の認定する国外ハイレベル人材。</p> <p>(3) 広東省“人材優粤カード”所持者。</p> <p>(4) 深圳市“鵬城優材カード”所持者。</p> <p>(5) 《外国人来華工作許可証》A 類を所持する人材 (“平均給与収入が深圳の前年度の社会平均給与収入の6倍を下回らない”)により申請基準に達して A 類《外国人来華工作許可証》を取得した場合は除く。)</p> <p>(6) 《外国ハイエンド人材確認書》《広東省外国籍ハイレベル人材確認書》或いは《広東省港澳台ハイレベル人材確認書》を所持する人材。</p> <p>2.不足人材</p> <p>深圳市で科学技術イノベーション、重要な発展産業或いは哲学社会科学領域で働く国外科学研究人材、技術技能幹部と高級管理人材。</p>
---	--

上表の比較から、2021、2022 納税年度は、深圳市は申請人の資格に対する調整を行なっていることが見て取れます。そして主な調整では申請人の資格引締めが顕著です。主には 2019 年、2020 年の納税年度では外国人来華工作許可証の所持者は A 類、B 類どちらでも補助金の申請ができましたが、2021 年、2022 年納税年度は、《外国人来華工作許可証》A 類を所持する人材 (“平均給与収入が深圳の前年度の社会平均給与収入の 6 倍を下回らない”)により申請基準に達して A 類《外国人来華工作許可証》を取得した場合は除く。)へ変更されています。申請資格の変更によって、以前の納税年度では補助金の申請ができた一部の人材でも、2021、2022 納税年度は補助金を申請できない可能性があります。

9 月 1 日現在、深圳地区でだけ粵港澳大湾区における個人所得税財政補助金申請指南が公布されています。その他の地区にはさしあたってまだ公布されていません。その他の地区においても申請指南により申請人の資格について制限を設ける可能性があるため、深圳市の補助金申請指南を参考にしながら、所在地の税務総局の最新の動向に細心の注意を払うことをお勧めします。

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。

WeChat アカウントはこちら⇒

